

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成21年4月から施行されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、この比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

公表することとなるのは、次の5つの比率です。

(1) 実質赤字比率

一般会計（普通会計を構成する会計）などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

(2) 連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

(3) 実質公債費比率

一般会計などの実質的な借入金返済額が標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。

(4) 将来負担比率

一般会計などが抱える実質的な負債の残高が標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。
* (1)～(4)までの比率を「健全化判断比率」と言います。

(5) 資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示します。健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合は

は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定する必要があります。

また、地方公共団体の財政が早期健全化の状態よりもさらに悪化し、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を策定する必要があります。

平成22年度の決算に基づき算定された串間市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりです。いずれの比率も基準内となっておりますが、今後ともさらなる健全化に努めます。

●問い合わせ先 財務課 財政係 ☎内線323

■健全化判断比率

比率の名称	串間市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	14.02%	20.00%
連結実質赤字比率	-	19.02%	35.00%
実質公債費比率	12.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	49.6%	350.0%	

※「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」の「-」は、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを示しています。

■資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
串間市水道事業会計	-	20.0%
串間市民病院事業会計	-	20.0%
串間市簡易水道特別会計	-	20.0%
串間市農業集落排水事業特別会計	-	20.0%
串間市公共下水道事業特別会計	-	20.0%
串間市漁業集落排水事業特別会計	-	20.0%

※各会計の資金不足比率の「-」は、資金不足額がないことを示しています。

■平成22年度の決算に基づき、串間市の健全化判断比率等を算定しましたのでお知らせします。

串間市の健全化判断比率等を公表します。

施行日 平成23年10月1日

制定の背景

暴力団は市民生活の場に深く介入し、暴力や暴力団の威力を背景とした資金源獲得活動などによって市民や事業者に多大な脅威を与え、市民の安全で平穏な生活を脅かしています。

また、企業活動を仮装し、一般社会での資金源獲得活動を活発化させるとともに、公共事業に介入するなど社会の変化に応じた多種多様な資金源獲得活動により健全な経済活動に支障を及ぼしています。

このような中、宮崎県においては、「宮崎県暴力団排除条例」を本年8月1日に施行しておりますが、県条例を有効なものとするため、串間市の事務および事業からも暴力団を排除するための取り組みが必要なのです。

制定の理由

市民が一体となって串間市から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現

するための基本理念を定めるとともに、市や市民などの役割を明らかにし、暴力団の排除に関する施策等を定める必要があったため、この条例を制定しました。

条例の主な内容

- ・ 串間市、市民および事業者の責務
- ・ 市の事務および事業における措置
- ・ 公の施設の利用における措置
- ・ 市民などに対する支援など
- ・ 青少年に対する教育などのための措置
- ・ 暴力団の威力を利用することの禁止
- ・ 暴力団員などに対する金品などの利益供与の禁止

ページ (http://www.city.kushima.lg.jp) に掲載しています。
●問い合わせ先 市民生活課 生活係 ☎内線255

串間市と串間警察署が連携を強化

暴力団排除条例の制定を受け、10月13日、串間市と串間市教育委員会は、串間警察署と『串間市から暴力団を排除するための連携に関する協定』を結び、調印式を行いました。

このことにより、警察と市がさらに密な連携体制を構築することができ、一歩ふみ込んだ暴力団排除が期待されます。

条例を有効に活用し、平穏な市民生活の確保に取り組んでいきます。

▼市長室での協定書調印式



「串間市暴力団排除条例」が施行されました

■串間市から暴力団を排除するため、市は条例を制定しました。また、串間警察署との連携を強化するため、協定書を締結しました。